

わだ内科医院 デイサービス 指定地域密着型通所介護運営規程

(事業の目的)

医療法人社団わだ内科医院が開設する、わだ内科医院デイサービスが行う指定地域密着型通所介護（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為、要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第1条 事業所の指定地域密着型通所介護は、要介護者の心身の特性を理解し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、機能訓練等の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。又、事業の実施に当たっては、関係県・市町村・地域の保健・医療・福祉サービス等の他機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 わだ内科医院 デイサービス
- (2) 所在地 〒730-0051
広島県広島市中区大手町五丁目7番11号
Tel 082-240-8025

(管理者)

第3条 本事業所は、常勤の管理者を1名配置する。

管理者は、本事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うものとし、従業者に運営規程を遵守させる為の必要な指揮命令を行う。

(従業者の職種及び員数)

第4条 事業所に勤務する（指定地域密着型通所介護）従業者の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 2名 (2名は常勤で兼務)
- (2) 看護職員 2名 (2名は非常勤で兼務)
- (3) 機能訓練指導員 2名 (2名は非常勤で兼務)
- (4) 介護職員 5名 (2名は常勤で兼務3名は非常勤で専従)

(従業者の職務内容)

第5条 指定地域密着型通所介護を提供する従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- 生活相談員 : 個々の利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標及び当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した地域密着型通所介護計画書を作成する。また、介護支援専門員と連携を図り、利用者の事業所入退所の手続きや利用費請求業務等、事業所が円滑に運営されるよう対応していく。
- 看護職員 : 血圧、脈拍、体温測定等による健康チェックを実施し、利用者の健康面を管理・支援する。
- 介護職員 : 食事、レクリエーション活動、ADLの介助等、指定地域密着型通所介護全般に渡る(他の職種が担当する職務内容を除く)利用者への介護・支援を行う。
- 機能訓練指導員 : 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日まで週5日とする。

但し、国民の祝日・8/13～8/16・12/31～1/3を除く。

(2) 営業時間：8時20分から17時20分までとする。

(3) サービス提供時間：9時30分から15時40分までとする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第7条 本事業所の利用定員は18名とする（1日型デイサービス利用者を含む）。利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護の提供が行われるよう、利用定員の遵守を徹底するものとする。

(指定地域密着型通所介護事業の内容)

第8条 指定地域密着型通所介護事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 送迎
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ リハビリ活動
- ⑤ レクリエーション活動
- ⑥ 生活指導

2 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

また、その他の費用として食費（1食あたり514円）、おやつ代（1回あたり51円）を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 本事業所が提供する指定地域密着型通所介護の通常の事業の実施地域は、広島市中区、西区、南区(宇品町、似島町除く)とする。その他相談に応ずることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項・事前説明)

第10条 本事業所は、指定地域密着型通所介護の提供に際して、利用者及びその家族に対し、利用時間、サービス内容、利用料、送迎、機能訓練利用時の注意事項、その他当該指定地域密着型通所介護のサービス利用に関する留意事項の、事前説明を徹底する。

(非常災害対策)

第11条 本事業所は、消防法で定める防火管理者を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消火活動上必要な施設の点検及び整備、気の使用又は取り扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びにその他防火管理上必要な業務を行い、火災等非常災害時における対策を常に整備し、不慮の事態に備えるものとする。

(内容、手続きの説明及び同意)

第12条 本事業所は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得るものとする。
また、指定地域密着型通所介護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(苦情処理)

第13条 本事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に対する利用者又は家族からの苦情処理に迅速かつ適切に対応するために、指定地域密着型通所介護サービスマニ

マニュアルの中に苦情処理の規定を定め、その遵守を徹底するものとする。

(秘密保持等)

第 14 条 本事業所は、本事業所の従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、就業規則及び指定地域密着型通所介護マニュアル（事業所で作成）の中に秘密保持義務を規定し、日々の唱和等により指導を徹底するものとする。

(緊急時の対応)

第 15 条 本事業所は、利用者に対し、医師の医学的判断により他の医療機関での診察を依頼したり、本事業所での対応が困難な場合や、専門的対応が必要な場合は他の医療機関を紹介する。
また通所中に利用者の心身状態が急変した場合、本事業所は利用者の主治医に連絡すると共に、各関係機関や利用者の緊急家族連絡先に連絡する。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催（定期的に開催）
- (2) 高齢者虐待防止に関する指針の整備
- (3) 高齢者虐待防止に関する研修の実施
- (4) 虐待防止に関する担当者の選任

本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

苦情・虐待解決責任者 管理者 金井亮
苦情・虐待受付担当者 生活相談員 二井谷茂之

(身体拘束の禁止)

第 17 条 本事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他)

第 18 条 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、わだ内科医院デイサービス管理者和田浩治、デイサービスマネージャーと生活相談員の協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 23 年 9 月 5 日から実施する。
この規程は、平成 23 年 10 月 5 日から実施する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 25 年 10 月 18 日から実施する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、平成 31 年 3 月 24 日から実施する。

この規程は、平成 31 年 4 月 5 日から実施する。
この規程は、2019 年 11 月 16 日から実施する。
この規程は、2022 年 10 月 1 日から実施する。
この規程は、2023 年 2 月 16 日から実施する。
この規程は、2023 年 7 月 18 日から実施する。
この規程は、2023 年 9 月 4 日から実施する。
この規程は、2024 年 4 月 1 日から実施する。
この規程は、2026 年 4 月 1 日から実施する。